

仕 様 書

1 件名

令和5年度「東京観光情報メールマガジン」の制作及び配信業務委託

2 目的

東京都及び公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）は、東京都観光産業振興実行プランで掲げる「PRIME 観光都市・東京」の実現を図り、訪都旅行者数を増大させるため、国内外に向けて「旅行地としての東京」の魅力を印象づけるための取組を実施している。

本事業では、海外の旅行事業者及びメディア（一般・業界）を対象に、東京の魅力や最新の観光情報をタイムリーに伝えるメールマガジンを定期的に発信し、訪都旅行商品の販売促進やメディアによる取材促進を図る。

3 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 履行場所

TCVBの指定する場所

5 全体運営

(1) 全体に関すること

受託者は本事業の履行にあたり、本仕様で述べる事項を踏まえ、以下のア～カを留意すること。

ア 東京都は世界に選ばれる旅行地としての東京を強く印象づける「東京ブランド」の確立に向け、別紙1「東京のブランディング戦略（概要）」のとおり、ブランディング戦略を策定した。本事業の実施にあたっては、これに基づき「伝統と革新が交差しながら、常に新しいスタイルを生み出すことで、多様な楽しさを約束する街」をコンセプトとし、アイコンにこめられたメッセージを深く理解の上、事業の企画・実施にあたること。なお、「東京のブランディング戦略」と「アイコンとキャッチフレーズ」については以下を参照すること。

【東京のブランディング戦略】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/plan/tourism/plan/branding/>

【アイコンとキャッチフレーズについて】

http://www.metro.tokyo.jp/tosei/hodohappyo/press/2017/04/28/07_01.html

【アイコン公式 WEB サイト】

<https://tokyotokyo.jp/>

- イ 事業を遂行するにあたって、作業が円滑に進むよう統括責任者を置き、各担当者と連携した組織体制を整備すること。
- ウ 事業の実施にあたっては、業務の詳細を含めて TCVB に協議・報告を行いながら進めること。また、十分な校正回数を確保しながらスケジュール通りの事業執行が可能となるように事業全体の進捗管理を適切に行うこと。
- エ 海外の旅行者、観光関連事業者、メディア等の行動特性や嗜好の他、過去の配信の閲覧データや読者データ等の実績も踏まえた上で、訴求する内容や形態等を工夫すること。
- オ 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- カ 企画・構成・原稿作成等にあたっては、TCVB 担当者と綿密な打合せを行うこと。

6 委託内容

(1) 企画・編集業務

各号の企画については、上記 2 の「目的」を踏まえるとともに、以下のア～カを基本軸として構成を考えること。各号の具体的な内容については TCVB と協議の上決定すること。

- ア テーマ性を持たせ、東京を魅力的に訴求できるような読み応えのある全体企画、記事を作成すること。また、東京の観光振興に資する社会的信用度の高い情報とすること。
- イ レストランや施設等の開業やイベント情報等を集め、都内のエリアごとの最新トレンド情報がわかるよう、見せ方を工夫した内容とすること。
- ウ 新型コロナウイルス感染症に関する状況も踏まえた上で、海外メディア及び現地旅行事業者等の東京への興味・関心を喚起、維持できる内容とすること。
- エ 文字や写真による記事のみならず、観光に関する動画やマンガ、イラスト等多角的なコンテンツを各号盛り込み、視覚的にもわかりやすく親しみやすいものとすること。
- オ プレスリリースとして、宿泊及びその付帯施設の開業及びリニューアル情報等を掲載すること。なお、掲載するプレスリリースについては、毎号受託者が宿泊及びその付帯施設の開業及びリニューアル情報の中から選定を行い、TCVB の承認を得ること。

カ 各号紙面のおおむね 12.5%以下を広告スペースとし、広告掲載を交渉し、掲載する会社数に応じて、掲載レイアウトを組むこと。広告掲載の交渉先は本事業の趣旨にあった企業・団体とし、事前に TCVB の承認を得ること。広告掲載費については、その総額の 50%を交渉手数料として差し引いた後の金額を、TCVB へ支払うこと。広告の原版制作費用は、広告掲載費に含まず、広告主負担とする。なお、広告の掲載先はメールマガジンのみに限られる。

(2) 原稿作成及び校正

ア 各号文字稿（英語）とその他コンテンツを含み A4 で 4 枚程度とする。

(ア) 原稿作成にあたっては、概要を事前に日本語で作成し、上記 6（1）を踏まえたものとする。

(イ) 原稿作成/翻訳/校正はネイティブ、またはネイティブレベルの原稿作成能力を有する者が行うこと。特に校正については、文法や語法を中心としたチェックに留まらず、各国・地域の文化や宗教、実生活における言い回しなども考慮した校正を実施すること。

イ 掲載施設の名称、リンク先等の情報を精査すること。各原稿に掲載した施設・イベント等の詳細は、リンク先の各外部ウェブサイトで参照できるように誘導すること。

ウ 原稿の校閲・校正を綿密に行うこと。特に名称、所在地、リンク等については、より厳密に行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。

エ 本業務の履行に伴い発生する成果物等は、当該事業以外の TCVB のプロモーション事業に使用することを前提として作成すること。

(3) 掲載施設への取材及び掲載許可取得

ア 掲載にあたっては、必要に応じて取材を行うこと。

イ 掲載にあたっては、必要な許可を取得すること（依頼書の作成、掲載内容に相違がないかの先方への確認、また、写真等の著作権者、肖像権者からの掲載許可取得業務及び 2 次利用申請取得業務を含む）。なお、TCVB から提案、依頼した記事等についても同様の処理を行うこと。

ウ 本メールマガジンの主な配信先は海外の旅行会社、報道関係者であること、また、下記 6（5）ウの東京都の公式観光ウェブサイトに掲載されることを説明の上、記事の内容に関し必要な掲載関係の許可を得ること。

(4) タイトル・レイアウト作成

ア HTML で作成・配信すること。視覚的に訴え、多忙な読者の興味を喚起す

るレイアウトにすること。また、配信されるものは携帯電話やタブレット端末などのモバイル機器にも対応させること。

イ 掲載する写真の決定、入手について、写真は各号一定数以上を掲載し、当該記事用に撮り下ろし、又は取材先から提供を受けること。

ウ 基本的にはオンラインで配信されるが、印刷の折には見栄えがよくなるよう、可能な限りフォントや余白、レイアウト等考慮すること。

エ 開封率の向上につなげるべく、各号紙面の内容に即し特集内容が容易にわかる魅力的な件名（サブタイトル）を設定すること。サブタイトルは、毎号 TCVB と協議の上決定すること。

（５）配信

ア 年 12 回、毎月下旬の発行

（ア）配信日は予め TCVB と協議の上決めておき、その配信日を遵守すること。

（イ）メールマガジン配信アドレスは新たに取得するか、以下に記載の既存のドメインを引き継ぐこと。新たに取得する場合は、その費用も委託費に含めること。なお、新たに設置する場合は次年度の事業者にもスムーズに引き継げるように設定すること。

既存配信アドレス：tokyonownewsletter2023@gmail.com@email.benchmarkapps.com

（ウ）テストメールの送信などを行い、確実に配信できるように準備すること。

（エ）未配信などのエラーが起きないように配信に関して最善の工夫をすること。エラーが発生した場合、TCVB へ報告の上、原因を解明して配信を完了すること。

（オ）登録者ページを設け、当該ページによりメールマガジンを告知し、読者を幅広く募集すること。登録者ページのドメインは新たに取得する、または以下に記載の既存のドメインを引き継ぐこと。なお、本メールマガジンの登録・登録情報の修正・配信解除等について、希望する読者自身がオンライン上で各々作業が行えるような機能を設けること。また、新規登録者には登録受付のメールを自動配信すること。

既存ドメイン：<https://ml.tokyonow-newsletter.com/subscription>

（カ）個人情報を含むことから、サーバとしては SSL の機能を有するものを設置し、メールマガジン申込登録時には、その技術を用いること。契約金額には登録ページ作成及び運用その他等に関わる一切の費用が含まれるものとする。

- (キ) メールマガジンの開封率、開封数、クリック数等を把握するための CGI (Common Gateway Interface) 等を設置すること。なお、契約金額には設置に関する調整も含め運用に関わる一切の費用が含まれるものとする。
- (ク) 上記(オ)の登録者ページについては、SSL サーバ証明書の発行により、SSL 暗号化通信を実現すること。発行する SSL サーバ証明書の機能の中で、暗号化強度については共通鍵暗号が最大 256bit、公開鍵暗号が 2048bit 以上、証明書署名アルゴリズムが SHA-2 に対応可能であること。また、当該ランディングページについては、携帯電話及びスマートフォンにも対応可能であること。
- (ケ) 必要に応じて、現在運用中の既存サーバから、本仕様書の要求要件を満たす全てのサーバへのデータ等移行、新サーバのセットアップ、運用テスト及びその他必要とされる調整を行い、それらがすべて正常に動作し稼働可能なことの確認を済ませた上、後に TCVB と協議の上 TCVB が指定する期日までにサーバの移行に関わる一切の作業を完了させること。また契約金額には、上記(キ)に関わる一切の費用が含まれるものとする。
- (コ) 転送メールも考慮しブラウザの対応バージョンを当該ページに記載すること。
- (サ) メールマガジンの記事内容は SNS (現在 LinkedIn) でも配信対応すること。
- (シ) GoTokyo 内ランディングページの最適化を図り、不要なデータ等の整理を実施すること。

イ 配信先

- (ア) 東京観光レップ 15 件程度

※東京観光レップ：海外に在住し、現地での東京のセールス活動を行う個人・法人等

- (イ) TCVB がリストを提供する配信先約 830 件

主な配信先は欧州、北米、オセアニア、アジア等

※参考

本メールマガジンは東京観光レップから転送配信も行っており、その登録先数は旅行事業者、メディア等合わせて約 20,230 件、また SNS (現在 LinkedIn) から提供するリスト配信先は約 3,165 件である。

ウ ウェブへの掲載

- (ア) メール配信後、同内容を以下の東京の観光公式ウェブサイトの該当ページに掲載すること。
- (イ) 掲載するデータは、東京の観光公式ウェブサイトで使用しているレスポンシブデザイン用のフォーマットを使用して作成すること。
- (ウ) 作成するデータは、最新号ページとバックナンバーページを作成すること。

(エ)掲載データのアップロードは、東京の観光公式ウェブサイト内の指定ディレクトリに固定 IP アドレスにて FTP 接続により作業を行うこと。

【Tokyo Now 最新号】

<https://www.gotokyo.org/english/agent/citypromotion/mailnewsletter/>

【Tokyo Now バックナンバー】

[Tokyo Now | Official Tokyo Travel Guide GO TOKYO](#)

(6) 報告

ア 以下について、目標となる成果指標を設定すること。

(ア) メールマガジンの開封率、開封数、クリック数、登録者数等

(イ) メールマガジンから GO TOKYO への遷移率、GO TOKYO サイトの PV 数、UU 数

イ 前述アについて、配信後一週間のデータとその翌月末までのデータを報告すること。また、6 (5) イ(ア)の東京観光レップの数値については、6 (5) イ(イ)の配信先と分けて数値を報告すること。その際次号につながるデータ分析も行い反映させること。また、のちに分析ができるような情報を提供し、分析ソフトを組み込み TCVB にアクセス権を付与すること。

ウ 掲載依頼をした施設の連絡先を年度末に TCVB に報告すること。

(7) その他

東京都が実施するブランディング事業の進捗に応じて、TCVB からデザイン、コンテンツ及び件名等について変更や修正等の指示を行う場合には臨機応変に対応を行うこと。

7 納入場所

TCVB の指定する場所

8 作成物・成果物に関する権利の帰属

(1) 本件委託においては、著作権・肖像権等（以下「著作権等」という。）の取扱いに十分注意すること。

(2) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）等は、全て TCVB に帰属する。

(3) 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

なお、TCVB は、成果物を当該事業以外で使用する場合があります。但し、TCVB が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVB は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。

- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、TCVB に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (5) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

9 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、TCVB の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

10 秘密の保持

受託者は、第9項により TCVB が承認した場合を除き、本業務の履行に際して知りえた個人情報または委託業務の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

第9項により TCVB が承認した再委託先についても、同様の秘密保持に関する責務を課し、受託者が全責任を負って管理するものとする。

11 委託事項・関係法令の遵守

受託者は、本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

12 個人情報の保護等

- (1) 「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ基本方針」及び「公益財団法人東京観光財団 サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、別紙4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」に定められた事項を遵守すること。
- (2) 本事業において保護すべき「個人情報」とは、本事業を遂行するために TCVB が収集・保管する情報のうち以下の事項をいう。
 - ア. 本事業の登録者ページ ([【TOKYO NOW】Email Newsletter from TOKYO to you \(tokyonow-newsletter.com\)](mailto:you@tokyonow-newsletter.com))を通じて得たもので登録者申請されたユーザーの氏名/連絡先/メールアドレス など。また、個人情報に関してはヨーロッパにおける EU 一般データ保護規制

(GDPR) に対応し、情報漏えい防止に努めること。

- イ. TCVB 職員を含め、本事業の遂行の関係者の氏名/メールアドレス など。
- ウ. 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（顧客番号/IP アドレスなど）も同システムに格納されている場合においては、同様に個人情報とみなす。

(3) 本事業の遂行にあたり第 9 項「第三者委託の禁止」により TCVB に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が当事業における個人情報扱う場合は、別紙 4「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」にある事項を遵守させること。また、以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- ア. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- イ. 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証書類

1 3 完了報告と委託費用の支払いについて

委託料の支払いは、別紙 2「委託（一部）完了届」による TCVB の検査完了後、四半期毎に行う。6, 9, 12, 3 月号の配信等業務完了後に、別紙 2「委託（一部）完了届」及び請求書等必要な書類を提出すること。年度末には、別紙 3「委託完了届」を提出すること。

1 4 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、その都度 TCVB と協議を行うこと。
また、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- (2) TCVB は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (3) 天変地異や政治状況の劇的な変化等により、本事業を中止する場合がある。その場合は契約書第 17 条に則り履行完了部分に対して代金を支払うものとし、手配事項のうちキャンセルポリシーが定められているものについては、別途そのポリシーに従い代金を支払う。
- (4) 本契約は、令和 5 年度東京都予算が東京都議会において委託契約締結前に可決・成立し、令和 5 年度の TCVB の収支予算が令和 5 年 3 月 31 日までに TCVB 評議員会で承認された場合において、令和 5 年 4 月 1 日に確定するものとする。

連絡先：公益財団法人東京観光財団 観光事業部 長瀬 電 話： 03-5579-2683 E-mail： nagase@tcvb.or.jp
--